

第四十七号議案

江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例第
十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「又は外国人登録原票に登録」を削る。

付 則

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

(説明)

外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の廃止及び住民基本台帳法
(昭和四十二年法律第八十一号)の改正に伴い、外国人登録に係る規定を削除す
る必要があるので、本案を提出いたします。